

〔書 評〕

植手通有『武蔵野市百年史 前史  
——武蔵野四か村の成り立ちから  
三多摩の東京府移管まで』  
(あっぷる出版社、2016 年)

浅 羽 隆 史

## はじめに

植手通有（1931～2011 年、成蹊大学名誉教授）といえば、丸山眞男の弟子にして、『日本近代思想の形成』（岩波書店、1974 年）をはじめ明治時代以降の日本政治思想史を専門とする政治学者である。あるいは、本書の発行所であるあっぷる出版社でいえば、2015 年に相次いで刊行された植手通有集、すなわち、第 1 巻『明治思想における人間と国家』、第 2 巻『徳富蘇峰論』、第 3 巻『丸山眞男研究』の方が、研究者としての植手らしい著書といえるかもしれない。しかし、植手はその歴史家としての能力を、専門分野である政治思想だけで活かした訳ではなかった。

研究者としてベテランと呼ばれる時期になって、植手は『武蔵野市百年史 記述編 I 明治 22 年～昭和 22 年』（2001 年、以下『武蔵野市百年史 記述編 I』）の執筆を手掛けている。これは、1889 年（明治 22 年）にいわゆる明治の大合併の流れのなかで武蔵野村（神奈川県北多摩郡、4 年後に東京府へ移管）が成立して百周年の記念事業として、武蔵野村成立から現在の東京都武蔵野市<sup>(1)</sup>に至る変遷などの史実を記録にとどめるものである。植手は、武蔵野市よりその一部を担うことを依頼された。その際植手は、武蔵野村成立の 1889 年から 1989 年までの歴史に加え、合併前の武蔵野四か村についても時間をかけて様々な資料をもとに調査や分析を行

---

(1) 武蔵野村は、1928 年の町制施行を経て、1947 年に市制を施行した。

い、その内容を文書化していた。『武蔵野市百年史 前史』（以下、本書）序文における久美子夫人の記述によれば、植手はその前史部分も含めて『武蔵野市百年史 記述編Ⅰ』<sup>(2)</sup>を刊行したかったようである。そもそも武蔵野市が発行する武蔵野市に関する歴史書としては、藤原音松による『武蔵野史』（武蔵野市、1948年）において、縄文式土器の時代（新石器時代）から第二次世界大戦終戦直後までの武蔵野地域の史実が編纂されている<sup>(3)</sup>。そして『武蔵野市史』（武蔵野市、本編は1970年）では、対象となる地域を武蔵野市域に絞る一方、『武蔵野史』より古い原始時代から考察をはじめ、資料編を別途設けるなど圧倒的に情報量を増した形で『武蔵野史』を再編し、さらに戦後の新しい部分を加えている。一方、植手が参画した『武蔵野市百年史』では、原始時代からの史実はもちろん、植手が望んでいたとされる武蔵野四か村の時代まで、武蔵野村の成立以前の部分は再考察されることなく、あくまで百年史ということで武蔵野村成立後の部分を加筆・修正などして再編するとともに、『武蔵野市史』刊行以降の動きを加える形でできあがった。

そこで植手が分析したものの、『武蔵野市百年史』に含まれることなく残された文書や資料などをまとめたのが、本書である。ただし本書の編纂や校正、そして実際の刊行については、植手の死後、久美子夫人らの手によるものである。

本書のうち第五章から第七章については、植手が執筆した『武蔵野市百年史 記述編Ⅰ』の冒頭分の三章が転載されている。そのため、『武蔵野市百年史』の前史にあたるのは、本書の第一章から第四章までである。しかし第五章以降の存在が、後述のように本書の武蔵野四か村、そして武蔵野村の地方史としての厚みを増すことになる。

---

(2) 前史部分を含めた場合、著書の名称は変わっていた可能性がある。なお、武蔵野市百年史にはすでに続編として1983年から2005年までを記録した『武蔵野市百年史続編』が編纂され、2011年に記述編、年表編、資料編が武蔵野市より相次いで刊行されている。

(3) 『武蔵野史』は、本文626ページ+文献目録20ページ。藤原音松への委嘱は1940年のことで、市制施行前の武蔵野町の頃であった。ちなみに、委嘱を受けた際の藤原音松は、旧制成蹊高等学校教授だった。

## 武蔵野村前史

順を追って、本書の内容を見ていこう。第一章の武蔵野四か村の成り立ちでは、武蔵野村を構成することになる吉祥寺村、西窪（西久保）村、関前村、境村がどのようにしてできあがったかについて、『武蔵野市史 本編』の近世編第三章の内容を基にして、簡潔かつ論点を絞ってまとめられている。

吉祥寺村と西窪村が、近隣の連雀村<sup>(4)</sup>などと同様、江戸の数次にわたる大火の影響で開墾されたものである一方、現在の練馬区関町に相当する関村に住む人々などが開発した関前村、計画や目的の判然としない境村、そうした異なる成り立ちを有する四か村が、後に井口新田の飛地を含め合併することになるのは不思議なものである。また、植手がこの時期の名主やその他村役人をめぐる争いに着目している点は、興味深い。

第二章から、様々な資料をもとにした植手による武蔵野四か村の歴史が詳らかになる。まず第二章では、農民の生活とその変化として、武蔵野四か村における江戸時代（一部明治初期を含む）の史実が描かれている。とはいえ資料の関係から、植手によって詳細な分析がなされるのは幕末の話が中心である。

武蔵野四か村は水田には不適な土地でほとんど米は取れないので、年貢に相当するものは江戸時代までの日本において中心だった物納（米作地帯であれば米）ではなく、貨幣によっていたという特徴を示している（もちろん、それ以外にも労役や特産品の物納などがあった）。こうした貢租が貨幣によって納められていた特徴を活かし、植手は武蔵野四か村における地域間の負担度合いの差異についても、様々な資料からわかりやすく導き出している。また、農家のなかで窮乏している戸数の割合や窮乏の度合い、婚姻に際しての距離なども数値で示されており、当時の生活を浮き彫りにする貴重な資料となっている。さらに、農家のいわゆる副業についての記述や、居酒屋や髪結、大工など農業以外を生業にしている商人や職人にもふれており、武蔵野四か村における暮らしぶりや生活風景を知ることができる。また、第二章では、第二節の租税や第三節の村入用（村の経費

---

(4) 現在の東京都三鷹市の一部。運送業者など、神田の連雀商人が移り住んだといわれる。

負担のこと)において、必ずしも農民の生活に限らず、地域と幕府(武蔵野四か村は幕府の直轄領であった)の関係や幕府にとっての武蔵野四か村の位置付けも描き出されている。

第三章は、明治維新直後の激動の時代における武蔵野四か村が描かれている。まず、武蔵野四か村を管轄する府県の変遷が示される。武蔵野四か村は、1868年(明治元年)には3名の武蔵知県事による管轄だったが、翌1869年に品川県のもとに置かれた。その後、1871年の廃藩置県により関前村と境村が神奈川県、吉祥寺村と西窪村は東京府の管轄となるも、1872年には吉祥寺村と西窪村も神奈川県の管轄となり、武蔵野村成立後の1893年に東京府へ移管されるまで四か村の管轄は神奈川県であった。

次に植手は、1870年1月に発生した門訴事件(御門訴事件と称されることもある)について取りあげている。これは、武蔵野四か村を管轄する当時の品川県が、飢饉への備えとなる貯穀(社倉)を創設するにあたり、貧しい農民にも多くの出穀を求めたため、蓑笠姿の多くの農民が品川県庁までその撤回を直訴するに至った事件である。植手は『保谷市史』<sup>(5)</sup>などもあわせて検証し、農民達が多くの負傷者を出しながらも最終的には妥協案を勝ち取ったこの門訴事件について、明治維新から自由民権期へかけての状況のひとつまと喝破している。

第三章第一節の一部と第三節では、江戸時代から続く町村が、行政区画としての性格を失う時期、すなわち番組制(1873年)そして大区小区制の導入(1874年)について記している。管轄同様、制度並びに所属の変化が激しく、武蔵野四か村が一時期ではあるものの別の区分(番組や区)に属した時期もあったことがわかる。ただし、その理由などは判然としない。また、武蔵野四か村を含む町村が行政区画としての性格を失ったものの、一方で植手が述べたように正副戸長の選挙人としての代議人では町村の単位が用いられるなど、町村そのものが完全に消滅した訳ではなかったのは興味深い。

地租改正前の土地所有の状況について、各村ができた際の配分が2世紀経っても色濃く残っていたという横手の分析からは、当時の封建的で固定

---

(5) 『保谷市史』は保谷市史編纂委員会によるもので、史料編4巻、通史編4巻、別冊2巻からなり、1981年から順次発刊されていった。なお、東京都保谷市は、2001年1月に東京都田無市と新設合併し、東京都西東京市となっている。

化された土地保有が垣間見える。そして、1874年に着手された武蔵野四か村における地租改正の評価につながる。地租改正は、それまで石高（収穫量）に応じて課されていた貢租を、収穫量から導き出される地価に応じて課し、すべて現金徴収とするもので、税収の安定化や公平性<sup>(6)</sup>が向上し、賦課徴収側にとっては現物の保管や売却といった作業から解放され税に関連する費用が縮小された。また、それまでの集落単位の課徴を、個別に徴収するなどの変化も大きかった。そして、全国的に見て地租改正反対の農民一揆が頻発したことなども併せて鑑みると、従前よりも重課となったと推定される。ただし、武蔵野四か村については、当時一揆があったというような記録は見られない。全国的に地租改正により田畑の面積が記録上増加したが、植手によれば武蔵野四か村については境村を除きそのような傾向にはないことが示されており、それが一揆などを生まなかった一因ではないかと暗示されている。

本書の第四章の題名は、「三新法の時代」である。三新法とは、1878年に制定された郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則のことで、これにより先に述べた大区小区制が廃止され、町村が実態を有した行政区分として復活した。植手は、一定の制約があることを認めつつ、地方議会の設置や地方財政の確立などの点から、府県会や町村会が制度化されたことについて「重要な歴史的意義」を見出している。評者にとって明治時代における地方政府や地方議会といえは、中央集権体制下の末端機関と安易に決めつけてしまいがちだが、植手はそこに自由民権運動につながる萌芽も見出す。

武蔵野四か村は、三新法によって神奈川県北多摩郡に属するようになった。北多摩郡の郡庁は武蔵国の国府があった府中におかれ、初代郡長になる砂川村（現在の立川市の一部）の大地主が県令により任命された。各村には戸長が選ばれ、当初は武蔵野四か村でも各村で異なる戸長が就任したものの、後に西窪村と関前村は同一の戸長が務めることになる<sup>(7)</sup>。また、植手はわずかに残る資料から、武蔵野四か村における村会の存在を

---

(6) 地租改正までは、地域によって貢租の割合や石高の評価などの差が大きかった

(7) 植手は、西窪村と関前村の村会の議員を兼務していた者がいたことや、西窪村と関前村の合併願いが出されたことなどを示しているものの、当時の両村の関係がどこまで密接だったかなどは不明である。

確認しているが、その内容については資料不足から踏み込むことはできていない。一般的に当時の村会及び村会議員の権限はきわめて限定されていたと理解できるが、その限られた範囲内で武蔵野四か村においてどのような事案が議論されたのかなど判明できれば、当時の基礎的自治体における地方自治の実態が垣間見えるはずである。

そして、植手は 1884 年改革に注目する。この時の改革のなかで、戸長の管轄区域の拡大と官選化が行われた。武蔵野四か村の各村では、戸数が比較的多かったため、各村及び村会は維持していたものの（西窪村と関前村の関係は不明）、これを機にあわせて武蔵野四か村が連合戸長役場を関前の延命寺（現在の武蔵野市八幡町）に設置し、境村の戸長がそのまま連合戸長に任命された。5 年後に武蔵野四か村が合併して成立することになる武蔵野村の原型が、この時にできあがったという植手の評価は正しいだろう。いわゆる平成の大合併において、1998 年度末に 3,232 あった市町村数が 2009 年度末には 1,727（2017 年度首時点で 1,718）まで減少した。その際、編入合併を含め様々な形で合併が実現した。そうしたなか、新設合併として比較的順調に進んだもののなかに、合併前から消防や上下水道、ごみ焼却施設などで一部事務組合を結成していた地域が多かった。

なお、植手はなぜ武蔵野四か村で連合戸長役場を設けることになったのか、その理由についてはふれていない。その後の昭和の大合併や平成の大合併も含め、武蔵野村の境域は現在の武蔵野市のもつと変わらないことから、結果的に一定の合理性があったと推察することも可能かもしれないが<sup>(8)</sup>、当時この四か村でまとまろうとした理由を知りたいと考えるのは

---

(8) 武蔵野市は、いわゆる昭和の大合併の際に周辺自治体との合併を模索し、とくに三鷹市に対して合併の申し入れをしたこともあったが、三鷹市議会での否決により成立しなかった。そもそも町村合併促進法（施行は 1953 年 10 月）の時点ですでに市制を施行しており、人口は当時の合併の目安であった 8,000 人（新制中学校 1 校を効率的に設置管理するために必要な人口の目安とされた）を大きく上回る 85,548 人の規模だったため、合併の必然性は大きくなかった。周辺の自治体にしても、三鷹も市制を施行済みで人口 63,329 人、小金井は町だったものの人口は 26,506 人、保谷町 19,452 人、田無町 16,841 人、小平町 25,144 人とやはり 8,000 人を大きく上回っていた（1953 年 10 月の人口は、東京都総務局統計部『東京都統計年鑑 昭和 28 年』による）。また、いわゆる平成の大合併においても三鷹市との合併の話が出たものの、そもそもこの時期の合併のインセンティブや合併しない場合のディスインセンティ

評者だけだろうか。『武蔵野市史』においても、合併後の村の名称で苦心した様子は詳しく述べられているものの<sup>(9)</sup>、そもそもこの四か村がまとまった理由にはふれられていない。

## 武蔵野村合併後

地方史としての本書のオリジナル部分は以上の第四章までだが、武蔵野市の歴史書として本書を捉えた場合、実際に合併に至る第五章以降も続けて読みたい。当たり前のことだが行政区分が変わろうと人々との暮らしは続いており、武蔵野四か村が武蔵野村となり、そしてどうなったのかということを知りたい読者は多いだろう。第五章以降の出典である『武蔵野市百年史 記述編Ⅰ』を、改めて手に取るにはあまりに大部である<sup>(10)</sup>。そうしたことから、『武蔵野市百年史 記述編Ⅰ』の冒頭三章分を転載し、本書の第五章以降においた編者の狙いは、読者に対して適切なものであるといえるだろう。

以下、第五章以降の内容にもふれておこう。第五章では、明治の大合併において武蔵野四か村（井口新田の飛地を含む）が武蔵野村として成立した時期について述べられているものの、多くは明治時代の地方自治制度の実態や評価などに費やされている。植手はまず、府県や郡について、国の行政機関という側面が強いことを指摘し、自治体としての性格の弱さを強調する。一方、町村制と新たに設けられた市制についても、町村会や市会の権限の弱さ、官選である郡長（町村の場合）や府県知事、そして内務大臣による細部にわたる監督など、国家機構による上からの統制の強さを指摘するとともに、この時代の自治と官治が対立構造にあるのではなく相互補完関係にあるという評価を下す。これは、当時の日本の地方自治制度について、一般的な理解である団体自治は何とか機能していた一方で住民自治に関してはまったく保証されていなかった、という見解をさらに踏み込

---

ブは財源問題にあり、武蔵野市と三鷹市はともに財政力指数が1を超える普通交付税の不交付団体のため、そうしたインセンティブ・ディスインセンティブは働かず、具体化するに至らなかった。

(9) 『武蔵野市史 本編』540-541 ページ。

(10) 『武蔵野市百年史 記述編Ⅰ』は全 35 章からなり、総ページ数は 1,065 (+ 発刊のことば・はじめに・目次・おわりに)、頒布価格は 4,500 円。武蔵野市有償頒布刊行物一覧によれば、重量は 1,700 グラムになる。

んだものと言って良いだろう。

そうしたなか、1889年（明治22年）に武蔵野四か村が合併して武蔵野村ができあがった。旧四村はそのまま武蔵野村の大字となりその名前が残り、村役場や戸長は連合戸長時代のものをそのまま継承した。大字については昭和の時代に入っても変わらなかったが、小字は名称の変更と増加の様子が植手のまとめた表により見て取れる。

植手によれば、武蔵野村の発展には、合併と時期をほぼ同じくする甲武鉄道の開通が重要な役割を果たした。現在のJR東日本中央線に相当する甲武鉄道開通に関する動きを描写したのが、本書の第六章である。甲武鉄道は、1889年に新宿と立川間、1899年に立川と八王子間が開通した。ただし、植手の分析によれば、武蔵野地域に顕著な影響が見られるのは、開業後20年程度たってからだという。当初は馬車鉄道として企画されながら汽車で開業された甲武鉄道は、新橋と横浜を結ぶ官設で始まった日本の鉄道事業のなかで、民間事業者として輸送量と収入がともに伸び、日露戦争後の国有化（1906年）まで順調に推移した。その過程では、吉祥寺駅の開業（1899年）といった、後の武蔵野村に重要な発展をもたらす動きがあった。

本書の最終章となる第七章では、武蔵野村を含む北多摩と西多摩、そして南多摩の三多摩が東京府に移管となったことが主題である。植手によれば、三多摩が廃藩置県後に神奈川県管轄となったのは、横浜に居留する外国人が自由に活動できる範囲内に入っていたからというものであった。それがいわゆる明治の大合併の時期に東京府へ移管されたのは、東京府が飲料水として利用していた玉川上水について、水量と水質の確保を目的として流域と源流を管轄下におきたいという要求がきっかけであった。植手は、こうした東京府への移管が、武蔵野村の発展にとって重要な役割を果たしたと見る。

## むすび

以上が本書の内容や、評者による評価などである。本書の書下ろし部分は必ずしも多いといえるものではないものの、武蔵野四か村の地方史としてはもちろん、江戸時代末期における直轄領における幕府との関係など、第一級の資料と位置付けることができよう。

一方、後進がやるべきことも本書のなかで暗示されている。上述のよう

に、本書の元となった植手の考察は晩年といえる時期のものであり、編集及び刊行は死後のものである。そのため、本来であれば植手がやりたかったであろう、しかし結果として後進のための研究余地といえる部分も残されている。最大のもは、本書の凡例冒頭部分で断り書きがある通り、武蔵野四か村が東京府に移管されそれぞれにとって合併前の末期となる1884年（明治17年）頃から、武蔵野村が成立する1889年頃までの歴史が抜けていることである。『武蔵野市史』刊行後に用いることができるようになった資料を分析し、先に述べたなぜ武蔵野四か村が連合戸長役場を設けることになったのかとあわせて、この時期の史実を補うことが求められる。

その他に、細かい部分でも研究の余地があると思われる箇所が存在する。例えば、第一章第五節に出てくる同姓の分布である。武蔵野四か村の成立期の資料を基礎にしているので第一章に含んでいるが、同章の他の四節とは内容が大きく異なる。そして、そこでは『保谷市史』を用いて武蔵野四か村の姓との相違や共通点に触れたうえで、他の隣接地域における同様の調査とそれによる分析の必要性をほのめかしている。仮にそうした調査が実施されたとして、どのような結論が得られるかは植手も目途はたっていなかったのではないかと推測する。しかし、歴史家として不可欠の要素ともいえる慎重に資料を検討し決して安直に結論を出すことのない植手が、こうした記述をするということは、何らかの傾向が見出せるのではないかと考えたのではないかというのは評者の邪推であろうか。少なくとも、研究の余地があることははっきりしている。武蔵野市は『武蔵野市百年史』の続編の整備を行っているが、前史についても補完する価値はあるのではなかろうか。